

保育政策課

議案第50号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正を踏まえ、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

※家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業をいいます。

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第2号）が令和2年3月26日に公布、同年4月1日に施行され、家庭的保育事業等の実施に係る要件が緩和されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

（1）保育所等との連携

卒園後の受け皿に係る連携施設を設定しないことができる条件に、利用調整に当たって、家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する優先的取扱いその他の家庭的保育事業等の提供の終了に際し、保護者の希望に基づき引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合を追加します。

（2）居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育を実施することができる場合として、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を追加します。

3 施行期日

公布の日